

東京電力ホールディングス株式会社「福島復興大型石炭ガス化複合発電設備
実証計画（広野）環境影響評価書」に係る確定通知について

平成28年9月2日
経 済 産 業 省

当省は、東京電力ホールディングス株式会社「福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画（広野）環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の17第2項の規定に基づき、本日、東京電力ホールディングス株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は同法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた東京電力ホールディングス株式会社は、同条第2項の規定に基づき、福島県知事等に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条の規定に基づき、確定した評価書を公告及び縦覧（1月間）し、周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

計画段階環境配慮書受理	平成26年 5月15日
環境大臣意見受理	平成26年 7月 3日
経済産業大臣意見発出	平成26年 7月31日
環境影響評価方法書受理	平成26年11月10日
住民意見の概要等受理	平成27年 1月 9日
福島県知事意見受理	平成27年 3月12日
経済産業大臣通知	平成27年 3月30日
環境影響評価準備書受理	平成27年11月25日
住民意見の概要等受理	平成28年 1月28日
福島県知事意見受理	平成28年 5月27日
環境大臣意見受理	平成28年 7月 1日
経済産業大臣勧告	平成28年 7月20日
環境影響評価書受理	平成28年 8月25日
経済産業大臣確定通知	平成28年 9月 2日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦
電話03-3501-1742（直通）